

中間報告会意見検討結果

No.	中間報告書項目	意見（要旨）	町民会議での検討結果	回答
1	全般	自治基本条例は町民憲章とどう関係してくるのか。	町民憲章は町民に対し道徳的・日常的行動規範を主に定めているものです。これに対し、自治基本条例は自治体運営の理念や原則、制度を定めるものであり、目的は全く異なるものです。	ご理解願います
2	全般	自己決定・自己責任は大変難しいこと。町民に課せられた責任の裏付けは、美幌町の町民であることに喜びと誇りを持つことではないか。誇りがなければ一致団結はできない。どこかに誇りを持つことを規定してはどうか。	町民憲章の精神を活かし、美幌町の自治を築いていく決意を前文に規定しており、この中でご指摘の趣旨は盛り込まれているものと考えます。	ご理解願います
3	全般	罰則はないのか。規定している事項もやらなくて良いことになるのか。	罰則は、個別の規制的な内容を規定する条例に違反する場合に規定されるものですが、この条例はまちの憲法となるものであり、自治体運営の理念や原則、制度を定めるものであり、罰則を規定することには馴染まないと考えます。	ご理解願います
4	全般	町民自体が自治基本条例の必要性を認識してから条例を策定しなければ本当の意味がないのではないか。自治基本条例の必要性を町民に広く知らせた上で、それでやはり必要だとの声が挙がってからの策定でも良いのではないか。	本来、それが理想的な状況ですが、当町は本条例を制定し、これをきっかけとして美幌町の自治を築いていこうとするものです。	ご理解願います
5	全般	中間報告会の参集人数が少なく、報告を聴く町民の数が少ないのではないか。	中間報告会の開催については、町広報11月号折込チラシにより全戸に周知したところで、中間報告書につきましても中間報告開催期間中、町のホームページに掲載し、意見等の募集を行ったところで、また、今後は素案の最終案に対し、パブリックコメント（意見公募）手続を行う予定です。	ご理解願います
6	全般	今まで条例を作ってきた人たちは内容がわかっているかもしれないが、報告会に来ていない大勢の町民のためにもっとわかりやすく何度も話をする場が必要。	今後は素案の最終案に対し、パブリックコメント（意見公募）手続を行う予定です。また、条例制定後は、内容の理解を深めていただくため、普及啓発活動を行う必要があると考えます。	ご理解願います
7	全般	将来我々町民、地域住民に関する大切な事業になると思う。全自治会に働きかけ、まずは自治会長、役員に説明・周知することから進めてはいかがか。	No. 6 を参照願います。	ご理解願います
8	全般	公益通報等色々な項目で、必要事項は別に定める旨の規定があるが、施行日から1年以内等期限を定めて策定する等を約束するべき。	整備する項目、内容、程度にそれぞれ差があり、一律に期限を設けることは難しいと考えます。ただ、できるだけ早期に（目標は1年以内に）整備すべきであり、この条例で規定する美幌町自治推進委員会がこの条例の運用状況等を監視することとしております。	ご理解願います
9	全般	「別に条例で定める」とあるのは、いつまでにどこの担当が制定するのか。また、その条例案は町民会議にかけるのか。	町民会議の委員の任期は、この条例制定までとなっていることから、町民会議でこれらの条例案の検討をすることはありません。町民の意見を反映させる効果的な手法により検討作業を進めていく必要があると考えます。また、条例制定を担当する部署については現時点では決まっておりませんが、どこの部署が担当するのが最も効果的なのかを踏まえ判断されるものと考えます。なお、条例制定は期限を設けるものではありませんが、できるだけ早期に（目標は1年以内に）制定する必要があると考えます。	ご理解願います
10	第1章 総則	3. 基本理念、4. 基本原則 で、「町民は…議会及び行政に信託」となっている。「信託」は信用して任せることだが、信用は裏切られることもある。「負託」とすれば、町民の負託に応えて政治生命をかけ、責任を取る意味になる。「信託」とした意図は何か。	日本国憲法でも、「国政は国民の信託によるものであり」と規定しています。また、一般に市民がその持てる権利を国や自治体に信託するという考え方は昔からあり、議会及び行政はまさしく町民からの信託によるものであることから、「信託」としました。	ご理解願います

No.	中間報告書項目	意見（要旨）	町民会議での検討結果	回答
11	第1章 総則	3. 基本理念(1)で町民が議会及び行政に信託する旨規定しているが、住民以外の町民はどのような形で信託を行う意思を表明できるのか。	ここでは美幌町の自治の概念を説明しようとするものであり、個別具体的町民、住民の信託行動を規定しようとするものではありません。	ご理解願います
12	第1章 総則	3. 基本理念(1)で「町民は…その自治の一部を議会及び行政に信託している」とあり、その解説で、町民が議会及び町長を選挙を通じて信託すると記載されているが、町民の定義には町外者、外国人、未成年者等が含まれることから、信託を謳うのであれば「住民」とするべきであり、「町民」とするのであれば他との整合性を図る必要がある。	ここでは美幌町の自治の概念を説明しようとするものですが、【解説・考え方】の「選挙を通じて議会と町長に信託」という表現は不適切でした。「町民はその自治の一部を議会と行政に信託しています。信託を受けた議会及び行政はその責務を…」と修正します。	修正します
13	第2章 情報共有	（会議の公開）の第3について、会議を非公開とする場合の理由公表の是非、公表する時期、その正当性を考慮すると、削除した方が良い。ただし、会議を非公開で開催することを否定するものではない。	ご指摘を踏まえ、第3の本文から「その理由を公表し、」を削除することとします。	一部修正します
14	第3章 町民参加	（審議会等の委員の選任）の【解説・考え方】の中で、委員の選出についてより明確な記述をする必要がある。特に、会や団体などに依頼して委員になってもらう場合には、当該団体からの選出については「長に限るものではない」などの説明が必要ではないか。	審議会等の委員は、個別の条例等で学識経験者、住民等が委員に任命される旨規定しているが、選出を団体の代表者に限定している条例等は基本的にはないものと考えております。また、運用上でも、行政は各団体に推薦者を長に限定して依頼してはおりません。	ご理解願います
15	第3章 町民参加 第9章 行政運営	第9章（総合計画）第5で、行政は総合計画等の見直しに当たって検討内容を公表するとある。一方、第3章（町民参加の対象）の第1ではこれらは参加の対象となるとしている。こうした計画の見直しについては全面的な見直しの場合以外でも町民参加は必要なのか。見直し結果を公表することが住民参加なのか。	見直しの内容が軽微な場合など、第3章の（町民参加の対象）の第2で規定する町民参加を求めない場合に該当する以外は、見直しの結果の公表だけではなく、適切な方法で町民参加を求めることが必要だと考えます。	ご理解願います
16	第4章 住民投票	外国人に請求権、投票権を認める内容となっているが、外国人の意思でまちの考え方が左右されてしまう可能性があり、十分検討してほしい。	外国人に請求権、投票権を認めたのは、美幌町の住民であれば美幌町の自治と関わることになり、その主体を担う権利があると考えたためです。なお、すべての外国人にこれらの権利を認めることは適当ではなく、いわゆる永住者、特別永住者など一定の要件を満たし一定期間以上美幌町に住んでいる人に限定するよう、住民投票条例の検討に当たって、町民会議として申し送りする考えです。このため、懸念されているような外国人の意思でまちの考え方が左右されることはないと考えます。	ご理解願います
17	第4章 住民投票	住民投票の結果はどのように扱われるのか。仮に議会の決定とは異なる住民投票の結果が出た場合は、その結果が活かされるのか。	住民投票制度は間接民主制度を補完するものであり、その結果は議会も町長も尊重するものとしています。住民投票の結果を決定とするなら間接民主制度を否定することになり、適当ではないと考えます。住民投票の結果を受け入れるかどうかは信託した議会や町長が判断するものと考えます。	ご理解願います
18	第4章 住民投票	住民投票の結果は尊重するとあるが、住民投票後、その結果と異なる政策決定を行い、問題となるケースも考えられる。住民投票の結果と異なる政策決定をしないよう、条例で規定するべきではないか。	No. 17を参照願います。	ご理解願います

No.	中間報告書項目	意見（要旨）	町民会議での検討結果	回答
19	第4章 住民投票	住民投票の成立要件を設けないようだが、一定の投票率を設けなければ住民の意思を確認したことにはならないのではないか。また、一定以下の投票率の場合は開票しないなども規定すべきである。	成立要件については、 ・成立要件を設けて住民投票が成立しなかった場合に大量の死票が出る可能性があること ・住民投票を成立させないように投票のボイコットがされる可能性があること ・投票率も投票結果と考えることができ、賛成、反対の得票数やその差、投票率の高い低いなどを総合的に勘案して判断するべきであること ・直接請求である首長や議員のリコールなどの投票についても法律で投票率による成立要件は規定されていないことから、成立要件は設けないこととしました。従って、住民投票が行われたのであれば、投票率如何にかかわらず開票され、結果は公表されることとなります。	ご理解 願います
20	第4章 住民投票	通常の選挙では20歳未満では十分な判断能力がないから20歳以上に投票を認めているのであり、「町政に関する重要な事項」を十分な判断能力を有しない20歳未満の者に意見を求めることはいかがなものか。 また、憲法改正国民投票法と同様に、民法等の関係法令が改正され、18歳以上の者に投票権が与えられるまでは20歳以上の者に投票権を認めるべき。	住民投票は参加の究極の手段といえるものであり、青少年や子どもにも年齢にふさわしい方法により町政に参加できることを謳っていることや、できるだけ多くの住民が請求権、投票権を有することが望ましいと考えたところです。請求権や投票権を有する者の年齢については憲法改正国民投票法の考えを準用したのであって、関連法令の改正を待つ必要はないものと考えます。	ご理解 願います
21	第4章 住民投票	請求権者、投票権者を把握するためには、新しいシステムの構築費用や担当者の手間暇を考慮し、現行の公職選挙法に準じて規定した方が良いのでは。	新たな制度を導入するのであれば、相応の費用や作業が発生するのは当然のことと考えます。	ご理解 願います
22	第5章 町民 第6章 協働・コミュニティ	「町民」の各条文における位置に違和感がある。コミュニティ＝町民の助け合い＝あいまいさ、様々な団体＝NP0やその活動団体は含まれないのか。同じ領域があるなら、まとめて整理できないのか。	「町民」には個人のほか、事業活動その他の活動を営む団体等も含まれます。また、コミュニティには自治会やNP0などの各団体が含まれます。従って、重なる部分があることはご指摘のとおりですが、本条例ではコミュニティを協働とともに課題解決のツールとして位置づけているものです。 また、コミュニティ間で課題を共有したり連携することが必要であり、コミュニティを別に規定することとしました。	ご理解 願います
23	第6章 協働・コミュニティ	コミュニティの関連で、転出入の住民登録の際に自治会への参加を求めること、また、参加を希望しない方には緊急防災の観点から自治会長には転入の連絡をすることを認めてもらうことを明記するようにすべき。	この条例は自治体運営の理念や原則、制度を定めるものであり、ご指摘の事項はこの条例で定める内容には馴染まないと考えます。	ご理解 願います
24	第7章 議会	（町長等と議会及び議員との関係）の第2で反問権について規定しているが、言った言わないの議論や、揚げ足取りになるのではないのか。	この規定は議員と町長等との間で政策論争の活発化を図るため規定したものであり、感情的な話をするためのものではありません。	ご理解 願います
25	第7章 議会	（町長等と議会及び議員との関係）の第2で反問権について規定している。町長等には多数の職員がいるが、議員にはそうした職員はいない。議員が質問しづらいということはないか。	この規定は議員と町長等との間で政策論争の活発化を図るため規定したものです。そのため、質問をするからには、議員にも相応の努力が求められることになると考えます。	ご理解 願います

No.	中間報告書項目	意見（要旨）	町民会議での検討結果	回答
26	第7章 議会	（町長等と議会及び議員との関係） ・第1中、「広く町政上の論点及び争点を明確にするため」を削る。 ・第2中、「議員の質問に対し反問することができます。」を「議員の質問に対し、広く町政上の論点及び争点を明確にするために反問することができます。ただし、論旨を変えて反問することはできない。」とする。	・第1については、一問一答方式により質疑等を行うことにより論点、争点が明確になるため、修正する必要はないと考えます。 ・第2については、「反問」を【解説・考え方】において政策論争を行うものとしたところ。なお、反問は質疑、質問に対し行うものであり、論旨がそれから外れれば、その時点で反問には該当しなくなるとともに、その場合は議長判断により適切な運用がされるべきものです。従って、「論旨を変えて反問することはできない」旨の規定は不要と考えます。 しかし、ご意見を踏まえ、【解説・考え方】の2の最後に、「ただし、論旨を変えて反問することはできません。」を追加します。	一部修正します
27	第7章 議会	（自由討議） 1 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会において、議員相互間の自由討議を中心に行うものとし、提案された案件に関して審議結論を出す場合、必要に応じて町民に対して説明責任を果たさなければならない。 2 前項の自由討議を基に、政策、条例、意見等の議案提出を積極的に行うものとします。 などとしてはどうか。	ご意見を踏まえ、 1 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、提案された案件に関して審議結論を出す場合、議員相互間の自由討議を中心に行い、町民に対する説明責任を十分に果たさなければなりません。 2 議員は、前項に規定する自由討議により、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うものとします。 と修正します。	修正します
28	第8章 行政	（行政の責務）で、住民懇談会や地域サポーター懇談会などを年1回開催する旨の規定を設けるべき。	ご意見を踏まえ、（町長の責務）の第4として、「町長は、町民との意見交換の場を設けなければなりません。」を追加します。	修正します
29	第8章 行政	議会には、町民への報告会を年1回以上開催するよう具体的に規定されているが、行政にはそのような規定がない。そのことに対する議論はなかったのか。	No. 28を参照願います。	修正します
30	第8章 行政 第9章 行政運営	「行政の責務」「職員の責務」「行政運営」の規定内容はある程度もったものがあるが、あまりにもこのルールを厳守することにより、今までより特定の職員の業務量が増えても問題である。事務及び事業の効果的・効率的な執行は当たり前だが、現行職員数の中で対応するしかない現状では、過度な業務量増は避けるべきだと思う。どちらかと言うと精神論を重視し、身の丈にあった行政を目指すべきでは。	新たな制度を導入するのであれば、相応の作業が発生するのは当然だと考えます。また、町民主体の自治を築いていくためには理念的な条例では何も変わらないと考え、可能な限り具体的な規定としたものです。	ご理解願います